

米子市危険物保安協会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、米子市危険物保安協会と称し事務局を鳥取県西部広域行政管理組合消防局内に置く。

(目的)

第2条 本会は、消防法に定める危険物及び特殊な災害を発生する危険性物品（以下危険物という）の保安上必要な研究、知識の向上を図り、さらに災害防止に万全を期して危険物に基づく火災事故を防止するとともに、会員相互並びに鳥取県西部広域行政管理組合消防機関との連絡、親睦を密にすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 危険物火災予防関係法令の普及に関する事項
- (2) 危険物に関する調査研究に関する事項
- (3) 災害予防に関する対策の研究及び広報活動
- (4) 危険物取扱者の養成並びに研修に関する事項
- (5) 防火施設の強化促進に関する事項
- (6) 危険物施設用標識等の斡旋及び消防局に提出する軽易な書類の手続き代行
- (7) その他本会の目的達成上必要と認める事項

(組織)

第4条 本会は、米子市、西伯郡及び日野郡の地域における次の各号に該当するものをもって組織する。

- (1) 危険物を取り扱う事業所
- (2) 本会の趣旨に賛同するもの

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次の各号とする。

- (1) 正 会 員 前条(1)号に掲げるもの
- (2) 賛助会員 前条(2)号に掲げるもの

(入会の手続)

第6条 第4条に定める該当者で本会に入会しようとするものは、所定の申込書

に会費を添えて会長に届出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿に登録するものとする。

(退会手続)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に次の役員を置き、これをもって役員会を構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

2 役員は名誉職とする。ただし、実費弁償を受けることができる。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表して会務を総轄するとともに、会議においてその議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、第17条の事項を審議し会務の推進に当る。

4 監事は、会務会計の監査に当る。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員（会員が法人又は団体の場合は本会にこれを代表するもの）の内より選任し、会長、副会長は役員会において理事の内より選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2ヶ年とする。ただし、選任されたときから翌々年の定期総会までとし重任を妨げない。

2 役員が辞任しようとするときは、会長に届出なければならない。ただし、会長の場合は、副会長に届出るものとする。

3 役員に欠損を生じたときは、適時補充するものとする。補充役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推挙し会長が委嘱するものとする。顧問は、会長の諮問に応ずるとともに会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種類)

第13条 会議は、次の2種とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(会議の開催)

第14条 総会は、毎年5月に会長が招集する。ただし、次の場合には臨時に招集しなければならない。

- (1) 会長において特にその必要を認めた場合
- (2) 会員の3分の1以上の要求があった場合
- (3) 役員2分の1以上の要求があった場合

2 役員会は、必要の都度会長が招集する。ただし、役員3分の1以上の要求があった場合は、招集しなければならない。

(招集規定)

第15条 総会を招集するときは、7日前までに、役員会にあっては、3日前までに会議の日時、場所、目的及び議案等必要事項を通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

(総会の議決事項)

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 予算及び決算
- (4) 事業計画
- (5) その他本会の運営に必要と認める事項

(役員会の議決事項)

第17条 役員会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の決議により委任された事項
- (4) 総会の決議を経る暇のない事項
- (5) 比較的軽微と認められる事項

(会議の成立)

第18条 総会は、会員の3分の1以上、役員会は、役員3分の1以上の出席

により成立する。ただし、委任状のある場合は、これを出席数に算入することができる。役員会にあっては、代理人の出席を認めることができる。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(会の経費)

第20条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費の額及び負担区分)

第21条 会員は、次に定める区分により会費を負担するものとする。

- (1) 正会員の会費の額は細則でこれを定める
- (2) 賛助会員の会費は1口年額2,000円とし1口以上適宜とするものとする

(会費の分納)

第22条 会費は、前半、後半の二期に分納することができる。

(退会と会費)

第23条 第7条による退会に際して、会費に未納分あるときは、これを完納しなければならない。

2 既納会費の払戻は行わないものとする。

(会長の作成すべき書類)

第24条 会長は、毎会計年度の終りに次の書類を作成して役員会に諮り、総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業計画書
- (3) 決算書
- (4) 予算書

(備付簿冊)

第25条 本会に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴集簿
- (4) 備品台帳

(5) 会議録

第6章 事務局

(構成)

第26条 事務局に事務局長1名、主事若干名を置き、会長がこれを委嘱する。

(任務)

第27条 事務局長は、会長の命を受け会計並びに会務を処理する。

(細則)

第28条 本会の運営並びに事業の執行上必要な細則は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は、昭和32年11月26日より施行する。

附 則

この会則は、昭和47年5月29日より施行し、同年4月1日より適用する。ただし、昭和46年度以前に加入した正会員（改正前の特別会員）については、第21条1号の規定を昭和48年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、昭和51年6月22日より施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成6年5月19日より施行し、平成6年4月1日から適用する。

米子市危険物保安協会細則

(旅費)

第1条 調査研究のため出張するときは、米子市一般職員にかかわる旅費規定の例による実費弁償とする。

2 研修会の視察を行うときは、実費弁償とする。ただし、場合によりその一部を参加者に負担させることがある。

(代書手数料)

第2条 会員のために行う代書手数料は、次のとおりとする。

- (1) 申請書、届書、明細書は正副2通 500円
- (2) 設計、製図は原紙B4版1枚につき 1,000円
- (3) 事務局より出向を要する場合は足代実費とする

(慶弔)

第3条 会長が必要と認めた場合には、慶弔の意を表すものとする。

2 前項の規定による慶弔の方法は、会長にこれを一任する。

(報償)

第4条 次に掲げる場合には、金品を贈りこれを表彰する。

- (1) 危険物災害の防除につき特に著しい功績があったもの

(会費負担の基準)

第5条 正会員の負担する会費は、次に定める基準により口数を算出し各級に格付された金額とする。

- | | | |
|--------------------------|--------|------|
| (1) 危険物を取り扱う事業所 (均等割) | | 1口 |
| (2) 少量危険物取扱所 | 1件につき | 1口 |
| (3) 自動車 (営業ナンバーで稼働中のもの) | 10台まで毎 | 1口 |
| (4) ボイラー 無資格でよいもの | 1基につき | 1口 |
| 二級技士以上のもの | 1基につき | 2口以上 |
| (5) ガス貯蔵施設 | 1件 | 1口 |
| (6) ガス製造所 | 1件につき | 2口 |
| (7) 危険物許可施設 | 1件につき | 2口 |
| (8) 危険物取扱者 | 1人につき | 1口 |
| (一の危険物許可施設に必要な危険物取扱者の人数) | | |
| (9) 劇・毒物倉庫 | 1棟につき | 2口 |
| (10) 火薬庫 | 1棟につき | 2口 |

会員の級別	会員の口数	会費年額（円）
1 級会員	1 ～ 2	2, 0 0 0
2 級会員	3 ～ 4	4, 0 0 0
3 級会員	5 ～ 6	6, 0 0 0
4 級会員	7 ～ 8	8, 0 0 0
5 級会員	9 ～ 1 2	1 0, 0 0 0
6 級会員	1 3 ～ 1 6	1 2, 0 0 0
7 級会員	1 7 ～ 2 0	1 5, 0 0 0
8 級会員	2 1 ～ 2 4	1 8, 0 0 0
9 級会員	2 5 ～ 3 0	2 3, 0 0 0
1 0 級会員	3 1 ～ 4 0	2 8, 0 0 0
1 1 級会員	4 1 ～ 5 0	3 3, 0 0 0
1 2 級会員	5 1 ～ 6 0	3 8, 0 0 0
特級級会員	6 1 以上	4 5, 0 0 0

（給与）

第6条 事務局職員のうち専任主事に支給する給料、手当等は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この細則は、昭和46年6月1日から適用施行する。

附 則

この細則は、昭和47年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和47年9月25日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成6年5月19日より施行し、平成6年4月1日から適用する。